

板柳町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	15,515	5,724,732	154,823	1,337,547	23.4	26.4

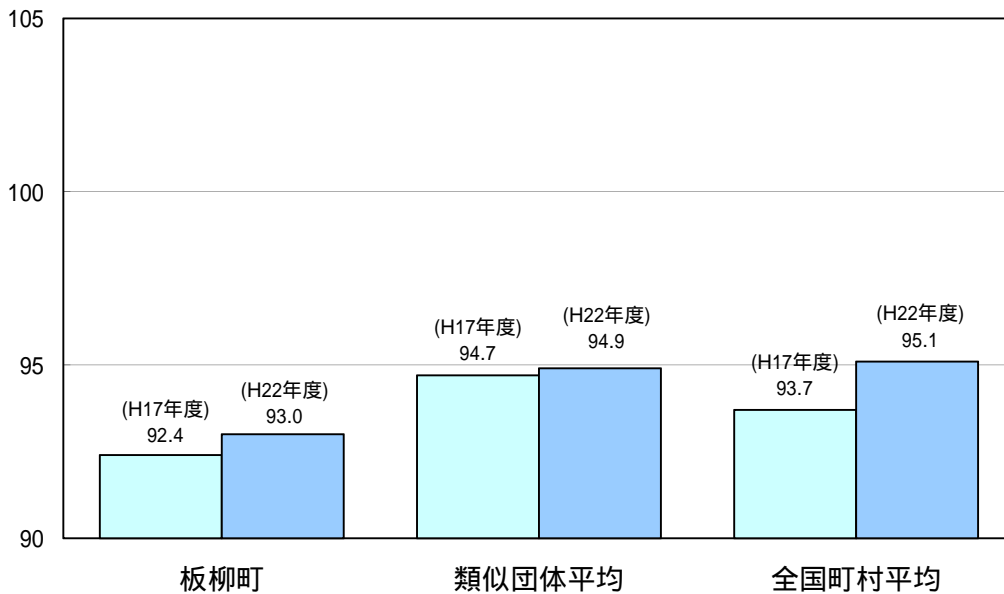
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	142	527,982	65,387	187,014	780,383	5,496	5,710

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、21年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
板柳町	歳 43.1	円 316,900	円 335,140	円 335,099
県	歳 44.0	円 348,000	円 421,011	円 381,718
国	歳 41.9	円 325,579	-	円 395,666
類似団体	歳 43.6	円 323,745	円 363,579	円 348,099

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
板柳町	歳 47.5	人 21	円 283,700	円 299,691	円 300,098	-	歳 -	円 -	-
うち用務員	44.6	11	273,300	288,864	289,490	用務員	53.8	213,600	1.35
うち自動車運転手	47.3	3	276,200	289,467	294,312	自家用乗用 自動車運転 手	51.9	212,300	1.36
うち電話 交換手	-	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	52.8	6	301,000	321,117	318,868	-	-	-	-
県	46.8	477	313,800	350,188	337,875	-	-	-	-
国	49.3	3,955	284,514	-	322,291	-	-	-	-
類似団体	48.1	17	289,031	308,371	300,673	-	-	-	-

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
板柳町	円	円	-
うち用務員	4,604,668	3,008,200	1.53
うち運転手	4,607,804	2,871,800	1.60

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成19～21年の3年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均支給額です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		板 柳 町		青 森 県		国	
一般行政職	大学卒	172,200	円	172,200	円	172,200	円
	高校卒	140,100	円	140,100	円	140,100	円
技能労務職	高校卒	137,200	円	137,200	円	-	
	中学卒	125,400	円	123,500	円	-	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

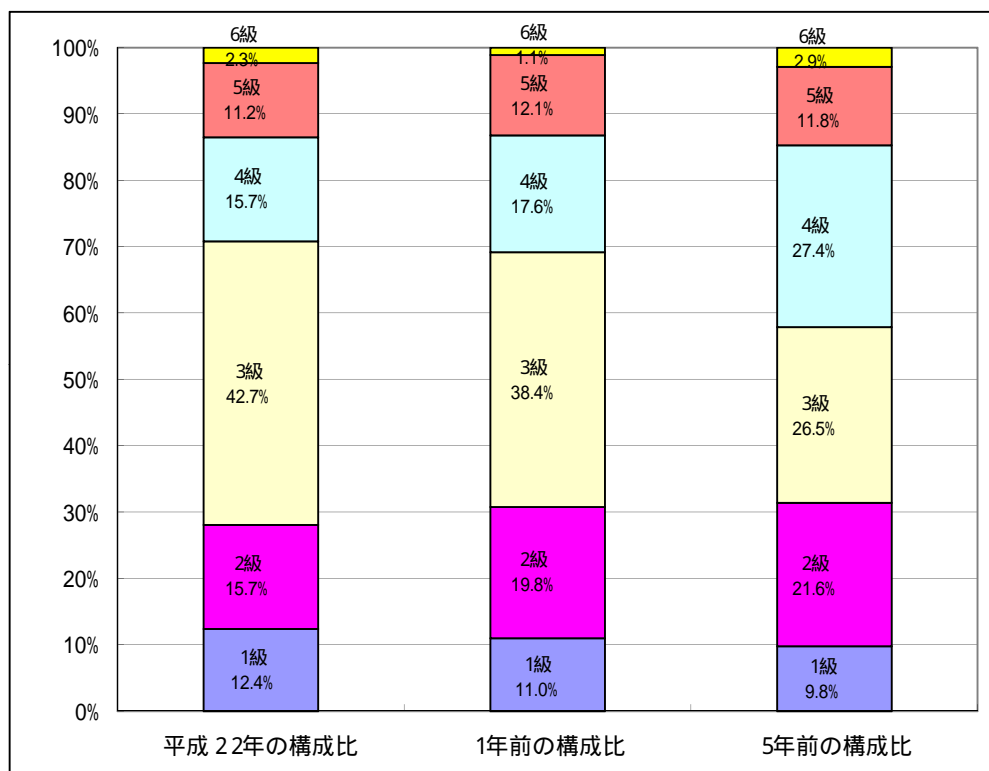
区 分		経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
一般行政職	大学卒	245,100	円	297,400	円	324,800	円
	高校卒	-	円	255,800	円	297,400	円
技能労務職	高校卒	-		-		-	
	中学卒	-		-		-	

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長	2人	2.3%
5級	課長	10人	11.2%
4級	課長補佐・主幹	14人	15.7%
3級	係長・主任主査	38人	42.7%
2級	主査	14人	15.7%
1級	主事	11人	12.4%

- (注) 1 板柳町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

板 柳 町	青森県	国
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,345 千円	1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,649 千円	-
（平成21年度支給割合） 期末手当 2.70 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	（平成21年度支給割合） 期末手当 2.70 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	（平成21年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50)月分 (0.70)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(3～7%)	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%) 管理職加算(10～25%)	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%) 管理職加算(10～25%)

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一律支給

(2) 退職手当（平成22年4月1日現在）

板 柳 町	国
（支給率） 自己都合 勤奨・定年	（支給率） 自己都合 勤奨・定年
勤続 20 年 23.50 月分 30.55 月分	勤続 20 年 23.50 月分 30.55 月分
勤続 25 年 33.50 月分 41.34 月分	勤続 25 年 33.50 月分 41.34 月分
勤続 35 年 47.50 月分 59.28 月分	勤続 35 年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 22,702千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）	-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	-	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）	-	%
手当の種類（手当数）	-	種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病作業手当	伝染病の救護作業等従事した職員	伝染病処理作業業務	290円 / 従事した日

(4) 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	9,929 千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	67,544 円
支給実績（21年度決算）	9,929 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	67,544 円

(5) その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (21年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,000 円	同	-	17,828 千円	222,850 円	
	配偶者以外	1人につき					6,500 円
		配偶者が無い場合 (そのうち1人)					11,000 円
	満16歳以上22歳までの子 1人についての加算額						5,000 円
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け、 月額12,000円を超える家賃を支払って いる職員、又は自宅に居住する世帯主 である職員に支給		同	-	3,684 千円	54,985 円	
	借家（借間）の場合の 支給限度額	27,000 円					
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの 交通機関を利用している職員に支給		同	-	2,644 千円	42,645 円	
	交通機関利用の場合 実費最高限度額	55,000 円					
	自動車 等利用 者	片道2km以上					2,000 円
片道40km以上		20,900 円					
管理職手当	課長級の職員 給料月額×3%		異	俸給の特別 調整額の区 分別定額	1,958 千円	150,615 円	
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日 において在職する職員に支給		同	-	9,523 千円	59,893 円	
	世帯主	扶養親族あり					17,800 円
		扶養親族なし					10,200 円
	その他の職員						7,360 円

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	町 長	639,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	552,000	円	802,000	円 /	540,400	円
報酬	議 長	286,000	円	340,000	円 /	256,000	円
	副 議 長	247,000	円	280,000	円 /	210,000	円
	議 員	235,000	円	250,000	円 /	180,000	円
期末手当	(21年度支給割合)						
	町 長	6月期 1.45 月分	12月期 1.60 月分	加算措置 20 %			
	副 町 長	6月期 1.45 月分	12月期 1.60 月分	加算措置 20 %			
	議 長	6月期 1.30 月分	12月期 1.40 月分	加算措置 20 %			
	副 町 長	6月期 1.30 月分	12月期 1.40 月分	加算措置 20 %			
議 員	6月期 1.30 月分	12月期 1.40 月分	加算措置 20 %				
退職手当	(算定方式)						
	町 長	給料月額 × 在職月数 × 45.5/100		(1期の手当額)		(支給時期)	
副 町 長	給料月額 × 在職月数 × 26.5/100		13,955,760		任期ごと		
				7,021,440		任期ごと	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

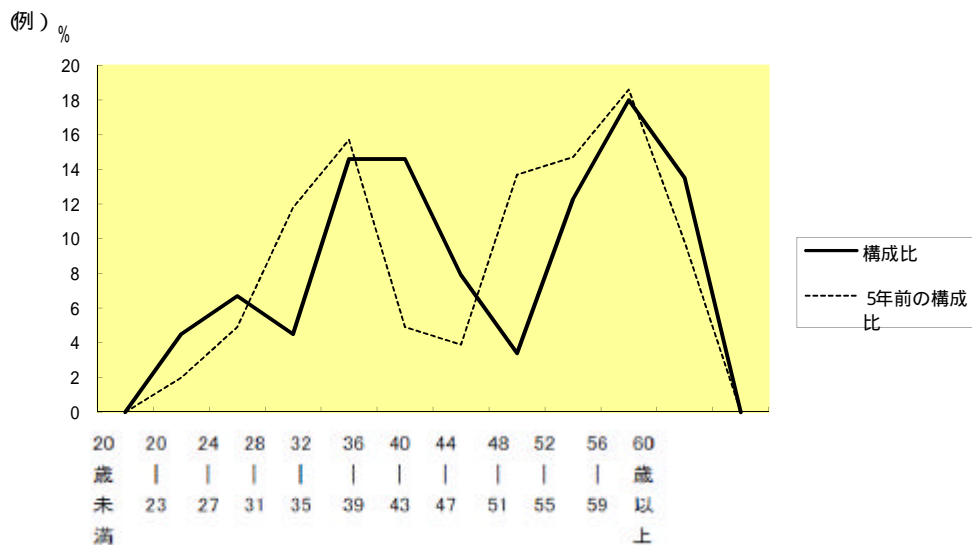
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分 区	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成21年	平成22年			
普通会計部門	議会	2	2	0	
	総務	31	31	0	
	税務	9	9	0	
	農林水産	12	12	0	
	商工	2	2	0	
	土木	9	9	0	
	民生	9	9	0	
	衛生	11	12	1	保健師(健康づくり事業)の充実
	計	85	86	1	参考 人口1万人当たり職員数 55.43人 (類似団体の人口1万人当たり職員数85.74人)
	教育部門	24	24	0	
消防部門	33	33	0		
小 計	142	143	1	参考 人口1万人当たり職員数 92.17人 (類似団体の人口1万人当たり職員数105.83人)	
公営企業部門	病院	49	49	0	
	水道	4	4	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	12	11	1	退職者の不補充
	小 計	71	70	1	
合 計	213	213	0	参考 人口1万人当たり職員数 137.29人	
	[250]	[250]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 4	人 6	人 4	人 13	人 13	人 7	人 3	人 11	人 16	人 12	人 0	人 89
構成比	% 0.0	% 4.5	% 6.7	% 4.5	% 14.6	% 14.6	% 7.9	% 3.4	% 12.3	% 18.0	% 13.5	% 0.0	% 100.0
5年前 職員数	人 0	人 2	人 5	人 12	人 16	人 5	人 4	人 14	人 15	人 19	人 10	人 0	人 102
5年前 構成比	% 0.0	% 2.0	% 4.9	% 11.8	% 15.7	% 4.9	% 3.9	% 13.7	% 14.7	% 18.6	% 9.8	% 0.0	% 100.0

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	116	113	108	103	85	86	30 (25.9%)
教育	26	23	23	23	25	25	1 (3.8%)
消防	35	35	35	35	33	33	2 (5.7%)
普通会計計	177	171	166	161	143	144	33 (18.6%)
公営企業会計計	79	77	76	73	71	70	9 (7.1%)
総合計	256	248	242	234	214	214	42 (16.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成20年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
21年度	277,874	23,072	24,858	8.9	9.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)水道事業 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	4	17,405	1,266	6,187	24,858	6,215	6,567

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成21年3月31日現在の人数です。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成21年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
板柳町 水道事業	51.3 歳	374,292 円	517,875 円
水道事業 団体平均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

板柳町 水道事業	水道事業 市町村団体平均
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,547 千円	1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,609 千円
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.70 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 - 月分 勤勉手当 - 月分 - 月分 - 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

板柳町 水道事業			水道事業 市町村団体平均		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	- 月分	- 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	- 月分	- 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	- 月分	- 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)					
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 15,624千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

20年度	支給実績	91 千円
	職員1人当たり平均支給年額	22,750 円
21年度	支給実績	87 千円
	職員1人当たり平均支給年額	29,000 円

エ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	21年度決算額		
					支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額	
扶養手当	配偶者		同	-	561 千円	186,833 円	
	配偶者以外	1人につき					6,500 円
		配偶者が無い場合（そのうち1人）					11,000 円
	満16歳以上22歳までの子1人についての加算額						5,000 円
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け、月額12,000円円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する世帯主である職員に支給		同	-	72 千円	24,000 円	
	借家（借間）の場合の支給限度額						27,000 円
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用している職員に支給		同	-	91 千円	22,860 円	
	交通機関利用の場合実費最高限度額						55,000 円
	自動車等利用者	片道2km以上					2,000 円
		片道40km以上					20,900 円
管理職手当	課長級の職員 給料月額×3%		同	-	151 千円	150,608 円	
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に支給		同	-	304 千円	75,950 円	
	世帯主	扶養親族あり					17,800 円
		扶養親族なし					10,200 円
	その他の職員						7,360 円

(2) 下水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成20年度の総費用に 占める職員給与費比率
21年度	千円 213,878	千円 20,890	千円 19,159	% 9.0	% -

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)下水道事業 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 4	千円 13,193	千円 1,358	千円 4,608	千円 19,159	千円 4,790	千円 6,520

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成21年3月31日現在の人数です。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成21年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
板柳町 下水道事業	36.8 歳	280,979 円	399,146 円
下水道事業 団体平均	44.6 歳	363,354 円	544,269 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

板柳町 下水道事業		下水道事業 市町村団体平均	
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,152 千円		1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,572 千円	
(平成21年度支給割合)		(平成21年度支給割合)	
期末手当 2.70 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分	期末手当 - 月分	勤勉手当 - 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成22年4月1日現在)

板柳町 下水道事業			下水道事業 市町村団体平均		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)					
1人当たり平均支給額		20,321 千円	1人当たり平均支給額		13,477

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

20年度	支給実績	342 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	85,462 円
21年度	支給実績	326 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	81,500 円

エ その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	21年度決算額		
					支給実績	支給職員1人当り平均支給年額	
扶養手当	配偶者	13,000 円	同	-	294 千円	294,000 円	
	配偶者以外	1人につき					6,500 円
		配偶者が無い場合（そのうち1人）					11,000 円
	満16歳以上22歳までの子1人についての加算額	5,000 円					
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け、月額12,000円円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する世帯主である職員に支給		同	-	288 千円	288,000 円	
	借家（借間）の場合の支給限度額	27,000 円					
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用している職員に支給		同	-	235 千円	58,673 円	
	交通機関利用の場合実費最高限度額	55,000 円					
	自動車等利用者	片道2km以上					2,000 円
片道40km以上		20,900 円					
管理職手当	課長級の職員 給料月額×3%		同	-	- 千円	- 円	
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に支給		同	-	214 千円	53,400 円	
	世帯主	扶養親族あり					17,800 円
		扶養親族なし					10,200 円
その他の職員	7,360 円						

8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官(公営企業担当)通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、板柳町の取組方針を次のとおり策定しました。

基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、国家公務員の給与制度を参考にしながら、その制度・運用の適正化を図ります。また、技能労務職員については、原則として退職不補充とすることとし、総人件費の抑制を図ります。

具体的な取組内容

給料表

平成18年の給与構造見直しの実施に併せて、給料表を国の行政職給料表(二)に準拠して改定している。

昇格・昇給

平成18年度から55歳昇給抑制を実施している。

諸手当

特殊勤務手当については、平成18年度に廃止している。

その他

施設の民間移譲や各業務の見直しを行い、全廃又は一部廃止の方向で検討します。